

疾病等による受給期間延長について

手続きの流れ

離職



離職日の翌日から30日経過後、所定の用紙を安定所へ持参または送付してください。



安定所にて受理後、持参の場合はその場で、**送付の場合は後日ご本人へ返送**します。



延長できる期間は、最大**3年間**です。ただし、3年間の満了する日より早く、就労できると医師が診断した場合は、診断日の前日で延長は終了になりますので、公共職業安定所へ受給期間延長の解除の手続きを速やかに行ってください。

※受給期間について等、わからないことがありましたら**住所を管轄する公共職業安定所**へご連絡ください。

受給期間延長手続きに必要な書類

○ 受給期間・教育訓練給付適用対象期間
・高年齢雇用継続給付延長申請書

○ 雇用保険被保険者離職票一2(原本)
離職票1は郵送せず保管ください

○ 病状証明書もしくは傷病手当金関連書類
疾病名称・就労不可の内容・担当医師の証明がないものは使用できません。
※確認資料に傷病手当金関連の書類を使用される場合、「離職日翌日」と「離職日翌日から30日以上経過後」の状態を証明している書類の写しが必要になります。

○ 本人確認資料の写し

運転免許証(両面)・住民基本台帳カード(両面)・国民健康保険証・住民票等のうち、いずれか1点必要です

<郵送で手続きする場合のみ必要なもの>

○返信用封筒(宛名記載・切手貼付)

※切手は特定記録郵便料金分を貼付してください

【連絡先・送付先】

〒222-0033

神奈川県 横浜市 港北区 新横浜

3-24-6 横浜港北地方合同庁舎1F

港北公共職業安定所 雇用保険給付課

TEL 045-474-1221